

令和 5 年 1 月 20 日

都立高等学校長 殿

都立中等教育学校長 殿

都立学校教育部高等学校教育課長

白 井 宏 一

(公 印 省 略)

東日本大震災等において被災した令和 5 年度入学生等に係る入学料の
免除について (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、関係職員に周知徹底の上、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1 概要

令和 5 年度都立高等学校入学者選抜並びに令和 5 年度第一学期都立高等学校転学・編入学募集により入学する生徒、令和 5 年度に都立中等教育学校後期課程に進級する生徒又は併設する中学校から都立高等学校に内部進学する生徒のうち、別表に示す災害において被災した生徒に係る入学料は、申請により免除とする。

2 根拠

東京都立学校の授業料等徴収条例第 5 条

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第 6 条

3 免除対象となる生徒

別表に示す災害の発生時に、当該災害の災害救助法適用地域に居住し被災した生徒、かつ、次の (1) から (4) までのいずれかに該当する生徒

- (1) 被災地域からの避難により都内外の小・中学校及び中等教育学校前期課程 (国公立を問わない。) に在学し、令和 5 年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱において定める入学者選抜 (合格発表日が令和 5 年 4 月以降のものを含む。) 及び令和 5 年度第一学期都立高等学校転学・編入学募集により都立高等学校を受検した生徒
- (2) 被災地域からの避難ののち都立中等教育学校前期課程に在学し、令和 5 年度に都立中等教育学校後期課程に進級する生徒
- (3) 被災地域からの避難ののち併設する都立中学校に在学し、令和 5 年度に併設する都立高等学校に内部進学する生徒
- (4) 転居見込等の事情により都立高等学校を受検した生徒

4 申請方法等

(1) 申請期間

合格発表の日の翌日から起算して5日以内とします（ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）。

(2) 申請書類

ア 入学料減免申請書（第3号様式）

イ 別表に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

※ イについては、他の手続き等で既に学校に提出済みの場合は提出不要とします。学校担当者が当該書類の写しを取り、入学料減免申請書に添付してください。

(3) 申請先

内部進学若しくは入学許可予定を受けた都立高等学校又は進級する都立中等教育学校の経営企画室

5 事務処理方法及び注意事項

別紙のとおり

6 本取扱いの周知

後日東京都教育委員会ホームページに概要を掲載します。

各都立学校においては、入学料納入通知書を交付する際に、別添のお知らせ文書を入学許可予定者又は進学者の保護者全員に配布し、周知漏れのないよう十分に御注意ください。

7 その他

(1) 本取扱いは、災害の発生に伴う特別な取扱いです。不明点は必ず高等学校教育課経理担当にお問い合わせください。

(2) 減免申請者への対応に当たっては十分な配慮をお願いしておりますが、被災者に対しては、被災状況の聴取を最低限必要と認められるものに限り、より一層慎重な取扱いをお願いします。

(3) 本取扱いに関して保護者から意見等が寄せられた場合は、必ず経営企画課（室）長を通じて高等学校教育課経理担当まで御連絡ください。

【問合せ先】

都立学校教育部高等学校教育課経理担当

電話：03-5320-7862

【別表】

発生年度	災害名称
平成22年度	東 日 本 大 震 災
平成28年度	平 成 2 8 年 熊 本 地 震
平成30年度	平 成 3 0 年 7 月 豪 雨
平成30年度	平 成 3 0 年 北 海 道 胆 振 東 部 地 震
令和元年度	令 和 元 年 台 風 第 1 9 号
令和2年度	令 和 2 年 7 月 豪 雨

東日本大震災等において被災した令和5年度入学生等に係る 入学料減免事務の処理方法

1 免除対象となる生徒

別表に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用地域に居住し被災した生徒、かつ、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する生徒

- （１）被災地域からの避難により都内外の小・中学校及び中等教育学校前期課程（国公立を問わない。）に在学し、令和5年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱において定める入学者選抜（合格発表日が令和5年4月以降のものを含む。）及び令和5年度第一学期都立高等学校転学・編入学募集により都立高等学校を受検した生徒
- （２）被災地域からの避難ののち都立中等教育学校前期課程に在学し、令和5年度に都立中等教育学校後期課程に進級する生徒
- （３）被災地域からの避難ののち併設する都立中学校に在学し、令和5年度に併設する都立高等学校に内部進学する生徒
- （４）転居見込等の事情により都立高等学校を受検した生徒

2 生徒保護者への周知

入学料納入通知書を交付する際に、別添のお知らせ文書を入学許可予定者又は進学者等の保護者全員に配布し、周知漏れのないよう十分に注意する。

3 申請期間

合格発表の日の翌日から起算して5日以内とする（ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）。

4 申請書類

- （１）入学料減免申請書（第3号様式）
- （２）別表に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類（罹災証明書等）
※ （２）については、他の手続き等で既に学校に提出済みの場合は提出不要とする。学校担当者が当該書類の写しを取り、入学料減免申請書に添付する。

5 申請先

内部進学若しくは入学許可予定を受けた都立高等学校又は進級する都立中等教育学校の経営企画室

6 審査及び決定

適正に申請のあったものについて、入学料を免除とし、校長が決定する。決定内容については、速やかに保護者宛て文書により通知する。

7 入学料減免報告書の提出

本件に係る入学料免除については、入学料減免報告書の事由欄に「東日本大震災被災者」、「熊本地震被災者」、「平成30年7月豪雨被災者」、「平成30年北海道胆振東部地震被災者」、「令和元年台風第19号被災者」又は「令和2年7月豪雨被災者」と記載の上、決定後速やかに都立学校教育部高等学校教育課経理担当宛て提出する。

なお、被災者の減免報告について、他の減免事由の案件と同じ入学料減免報告書に記載して差し支えない。

8 授業料等徴収システム上の取扱い

免除となった入学料については、授業料等徴収システム>入学料収納管理>入学料納付書発行の画面から、入学料変更の登録を行う。「入学料変更事由」は、「その他<被災者免除>」と入力する。

納入通知書を新たに授業料等徴収システムから新規発行する必要がある入学料についても、新規発行の後、入学料変更の登録を行う（新規発行した納入通知書を使用しない場合、プリントアウトは不要とする。）。

9 入学料過誤納発生防止及び入学料還付について

- (1) 入学料減免申請者については、申請時に入学料納入通知書兼領収証書を回収し、入学料過誤納発生の防止に努める。
- (2) 入学料の過誤納が発生した場合は、速やかに還付処理を行う。

入学料還付の処理方法については、「授業料等徴収事務の手引」 第2編入学料編2-1-10-1頁以降を参照する。

【問合せ先】

都立学校教育部高等学校教育課経理担当
電話：03-5320-7862